

## 令和4年第11回庄内町農業委員会総会議事録

### 1 会議日程 令和4年11月25日(金)

開会 午前 9時30分

閉会 午前 10時10分

### 2 会議場所 庄内町役場 A棟 4階 議場

### 3 出席委員の番号及び氏名(14名)

1番 高橋 聡

2番 秋葉 俊一

3番 齋藤 智幸

4番 佐藤 優人

5番 五十嵐 晃

6番 斎藤 克行

7番 小野 隆

8番 長南 統

10番 小林 ひろみ

13番 和島 孝輝

14番 高橋 義夫

15番 佐藤 恒子

16番 日向 弘明

17番 佐藤 繁

### 4 欠席委員の番号及び氏名(4名)

9番 日下部 崇喜

11番 遠田 雅弘

12番 川井 利光

18番 若松 忠則

### 5 議長の委員番号及び氏名

17番 佐藤 繁 (第一会長職務代理)

### 6 説明及び議事録作成のため出席した者

事務局長 佐々木 平喜

次長兼農地農政係長 佐藤 良子

農地農政係主任 長南 恵

農業経営改善相談員 乙坂 茂樹

### 7 会議に付した議案

報告第22号	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について	(14件)
報告第23号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について	(7件)

議案第 32 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	( 1 件)
議案第 33 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	( 1 件)
議案第 34 号	庄内町農用地利用集積計画について (一般事業)	( 7 件)
議案第 35 号	農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画 (案) について	(13 件)

◎開 会 (午前 9 時 30 分)	
◎諸報告	
議長	これより令和 4 年第 11 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせていただきます。
事務局長	本日の委員の出席状況について、報告いたします。本日は、9 番 日下部 崇喜 委員、11 番 遠田 雅弘 委員、12 番 川井 利光 委員、18 番 若松 忠則 委員より欠席の報告を受けております。 次に、本日配布の資料について報告いたします。 タブレット内に「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る土地利用計画図等」、「農業者等との意見交換会チラシ」、「地域計画策定に向けた拡大希望農業者による話し合い日程表」、「令和 4 年度 男女共同参画推進研修会チラシ」、ここからは紙になりますが、本日の配布で、「人・農地プラン (地域計画) について」、「第 16 回あなたが選ぶ日本一おいしい米コンテスト決勝進出者名簿」、「農業委員報酬明細第 2 期分」、「農協広報 (11 月号)」、「行事報告書」、「行事予定書」です。 それでは、令和 4 年第 10 回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明いたします。タブレット内の資料をご覧ください。 (令和 4 年第 10 回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明) 続いて、令和 4 年第 11 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明いたします。タブレット内の資料をご覧ください。 (令和 4 年第 11 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明)
議長	諸般の報告が終わりました。質問のある方お願いします。 無いようですので諸般の報告を終わります。 ただ今の出席委員は 14 名です。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。
◎議事録署名委員の選出	
議長	最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により私から指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) 異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。8 番 長南 統 委員、10 番 小林 ひろみ 委員 両名に議事録署名委員をお願いいたします。 なお、書記には、事務局長を指名いたします。
◎報告	
議長	報告第 22 号の上程、説明、質疑 報告第 22 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、を上程

	いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第 22 号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤次長よりご説明申し上げます。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	(報告第 22 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第 22 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、を終わります。
◎報告	報告第 23 号の上程、説明、質疑
議長	報告第 23 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第 23 号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤次長よりご説明申し上げます。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	(報告第 23 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第 23 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、を終わります。
◎議事	議案第 32 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 32 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局長より、議案の説明をお願いします。
事務局長	(議案第 32 号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、長南主任より説明申し上げます。
議長	長南主任。
長南主任	(議案第 32 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、2 番 秋葉 俊一 委員より、現地調査報告をお願いします。
2 番 秋葉	2 番 秋葉です。 農地法第 3 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。 11 月 24 日に、3 番 齋藤 智幸 委員と事務局の長南主任と私の 3 人で現地調査を実施しました。 農地として適正に管理されており、使用貸借権の設定について問題ないと見えました。 委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。
議長	内容説明と、現地調査報告が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。

	<p>ないようであれば、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第 32 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。</p>
◎議事	議案第 33 号の上程、説明、質疑、採決
議長	<p>議案第 33 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>議案第 33 号、に係る現況写真回覧のため、暫時、休憩いたします。</p>
(暫時休憩)	(休憩中、佐藤次長が現況写真を配布する。)
議長	<p>再開いたします。</p> <p>事務局長より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(議案第 33 号の資料に基づき、議案を朗読)</p> <p>詳細につきましては、長南主任よりご説明申し上げます。</p>
議長	長南主任。
長南主任	(議案第 33 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>本案は、事前に現地調査を行っておりますので、3 番 齋藤 智幸 委員より、現地調査報告をお願いします。</p>
3 番 齋藤	<p>3 番 齋藤です。</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。</p> <p>11 月 24 日に、2 番 秋葉 俊一 委員と事務局の長南主任と私の 3 人で、現地調査を行いました。</p> <p>今回の申請地は、北側が駐車場、東側は公衆用道路と宅地、西側も宅地、南側は生活用の排水路に面しています。</p> <p>周辺の農地に対する営農条件に悪影響を与えないと思われることから、転用することに問題ないと判断してきましたので報告します。</p> <p>委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>内容説明と現地調査報告が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>無いようであれば、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第 33 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。</p>
◎議事	議案第 34 号の上程、説明、質疑、採決

議長	議案第 34 号、庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）について、を議題といたします。 事務局長より、議案の説明をお願いします。
事務局長	（議案第 34 号の資料に基づき、議案を朗読） 詳細につきましては、佐藤次長よりご説明申し上げます。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	（議案第 34 号の資料に基づき、内容を説明）
議長	内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 無ければ、採決したいがいかがですか。 （異議なしの声） 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第 34 号、庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）について、原案に賛成の方、挙手願います。 （挙手全員） 賛成全員により、原案のとおり決定いたします。
◎議事	議案第 35 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 35 号、農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画（案）について、を議題といたします。 事務局長より、議案の説明をお願いします。
事務局長	（議案第 35 号の資料に基づき、議案を朗読） 詳細につきましては、佐藤次長よりご説明申し上げます。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	説明に入る前に議案の訂正がございます。 20 ページ、知事裁定の更新の契約期間の始期ですが、R45 年 3 月 1 日となっておりますが、正しくは、R 5 年 3 月 1 日となります。申し訳ございません。 それでは、説明させていただきます。
佐藤次長	（議案第 35 号の資料に基づき、内容を説明）
議長	内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 10 番 小林 ひろみ 委員。
10 番 小林	10 番 小林です。 農地中間管理機構から相続放棄の農地を借入れした時、委託料はどちらに支払われるのでしょうか。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	現在、知事裁定になっている案件ですが、相続人が誰も存在しないため、こちらの賃借料に関しましては、法務局へ供託されます。庄内町の場合は、酒田支局になります。一括して契約期間の 5 年間分を法務局の方に供託します。もし万が一、所有者が出てきた場合は、供託されていた賃借料はその所有者に支払うこととなります。
議長	10 番 小林委員。

10番 小林	では、もしこのまま受取る人が出てこなかった場合はどうなるのでしょうか。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	受取る人が出てこなければ、ずっと法務局の方に供託されることになると思います。
10番 小林	わかりました。
議長	ほかにございませんか。 無ければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第35号、農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画(案)について、 原案に賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり承認いたします。
議長	これをもちまして、令和4年第11回庄内町農業委員会総会を閉会いたします。
◎閉会	(午前10時10分)

令和 年 月 日

上記は、令和4年第11回庄内町農業委員会総会の議事録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

第11回庄内町農業委員会総会

議長 (番号及び氏名)

17番

議事録署名委員 (番号及び氏名)

8番

10番

書記